

意見書案第7号

「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月8日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

提出者 取手市議会議員 本田 和成

〃 〃 加増充子

「政治とカネ」の問題に関する抜本的改革を求める意見書（案）

近年、自民党を中心とした「政治とカネ」の問題は、政権交代や連立の枠組みが変わってもなお繰り返されています。現政権下においても、政党支部を通じた企業・団体献金が政治資金規正法の上限を超えて受領されていた事実が明らかとなり、国民の政治不信は一層深刻化しています。

国会議員が代表を務める政党支部において、法定上限 750 万円を超える寄附を受けていたことも判明し、収支報告書を訂正し返金を余儀なくされています。

また、連立与党の一角を担う日本維新の会でも、公設秘書が代表を務める会社にビラ印刷代を発注した「公金還流」疑惑も重大です。この資金の一部には政党交付金が含まれており、党本部や関連団体からも同社に支出が確認されています。

このような状況は、与党・連立政権の双方において「政治とカネ」の構造的問題が未解決であることを示しており、政治資金の透明性と説明責任を徹底する改革が不可欠です。

「政治とカネ」の問題で失った政治の信頼回復のため下記の事項を求めます。

記

- 1 企業・団体献金の規制強化に向けての実効性のある法律の制定すること。
- 2 政治とカネの問題の真相解明のため関与した政治家は説明責任を果たすこと。
- 3 「公金還流」疑惑の真相解明・再発防止を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 法務大臣
経済産業大臣